

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第 158 回定例会・会議録

日 時 平成 28 年 8 月 3 日(水) 18:30~20:50
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室
出席委員 池野、石川、石坂、石田、桑原、三宮、須田(聖)、須田(年)、
高桑、高橋(武)、高橋(新)、高橋(優)、竹内、武本、千原、
中村(伸)、町田、三井田
以上 18 名
欠席委員 内藤、中川
以上 2 名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所
平田所長 藤波副所長
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 日野所長
新潟県 原子力安全対策課 須貝課長 今井主査
柏崎市 防災・原子力課 小黒危機管理監 関矢課長代理
砂塚主任
刈羽村 総務課 猪俣課長補佐 野口主事
東京電力ホールディングス(株)
(発電所) 設楽所長、須永副所長
佐藤リスクコミュニケーター、渡部安全総括部長
武田土木・建築担当、長原防災安全部長
瀧澤放射線安全 GM、山田地域共生総括 GM
(本社) 宗立地地域部長
佐藤リスクコミュニケーター
田南防災安全 GM
(新潟本部) 橋田新潟本部副本部長

ライター 吉川
柏崎原子力広報センター 石黒主事 坂田主事

◎事務局

それでは定刻となりましたので、ただ今より「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」第 158 回定例会を開催いたします。

最初に本日お配りしました資料の確認をさせていただきます。まず事務局からは「本日の会議次第」、「座席表」、そして「委員質問意見等」です。また、委員の方への限定配布となりますが、「地域の会委員アンケート」、A5 サイズの「質問・意見用紙」がございます。

続きまして、オブザーバーからの配布資料になります。規制庁からは「前回定例会（7月6日）以降の原子力規制庁の動き」、資源エネルギー庁からは「前回定例会（平成28年7月6日）以降の主な動き」、新潟県からは「前回定例会以降の動き」、東京電力からは4部資料が届いております。

第 158 回地域の会定例会資料「前回定例会以降の動き」、「東京電力としての反省と誓い、第三者検証委員会からの検証結果報告書を受けて〈概要版〉」、「東京電力の反省と誓い、第三者検証委員会の検証結果報告書を受けて」、「廃炉・汚染水対策の概要」、の4部となっております。

また事前にご案内さしあげました資料といたしまして、前回定例会で東京電力より配布されました2点資料、「6月16日福島第一原子力発電所事故に係る通報・報告に関する第三者検証委員会からの検証結果報告書の受領について」、もう1点は「6月21日東京電力としての反省と誓い、第三者検証委員会の検証結果報告書を受けて」、こちらは本日再配布されておりますのでご確認ください。

以上でございますが、不足等ございましたら事務局までお申し出いただければと思います。

それでは議事に入る前に、先日、委員の交代がありましたのでご紹介させていただきます。

協同組合ニューエネルギーリサーチから推薦がありました、中村明臣委員の後任の方で、町田善彦様が7月15日付で委員就任されましたので、ここでご挨拶をお願いいたします。

◎町田委員

中村さんの後任ということで、今日から勉強させていただきます、町田善彦と申します。よろしく願いいたします。

◎事務局

ありがとうございました。ではここからの議事進行は、桑原会長よろしく願いいたします。

◎桑原議長

はい。皆さんこんばんは。連日暑い中お疲れ様でございます。それでは、第 158 回の定例会を始めさせていただきたいと思っております。

それではまず初めに、前回定例会以降の動きということでご説明をいただきたいと思います。東京電力、原子力規制庁、それから資源エネルギー庁に続きまして、新潟県、柏崎市、刈羽村の順でご説明をいただきたいと思います。皆様からのご質問、ご意見等につきましては、刈羽村まで終わりましたらお受けしたいと思います。

ので。それではまず東京電力お願いをいたします。

◎須永副所長（東京電力ホールディングス（株）・本社）

発電所の須永でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。中央に「第 158 回地域の会定例会資料」、右上に東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所と記載してあります資料をご覧ください。右下にページが振ってありますので参照していただければと思います。

まず表紙をご覧ください。不適合関係について 2 件ございますので、この 2 件について説明をさせていただきます。

1 件目について、1 枚めくっていただきまして 2 ページをご覧ください。先月 21 日に公表しておりますが、区分は「その他」になります。「浜側 NO.1 ろ過水タンク天板の変形について」でございます。7 月 21 日に発電所構内に設置している、点検中の荒浜側 NO.1 ろ過水タンクの天板が変形していることを作業員が確認をいたしました。当該タンクは塗装工事と水位計関連の点検を実施しており、塗装工事に伴い上部にあるベント、空気を抜くための配管を養生しておりました。その状態で水位計の点検のためにタンク内の水抜きを実施した結果、タンク内の気圧が低下しまして天板が変形したものと推定しております。変形したタンクの写真につきましては 3 ページ目に写真が載っておりますのでご覧いただければと思います。

尚、当該ろ過水タンクは点検中で、もう 1 台のタンクより必要なる過水の供給を行うことが可能な状態であるため、運用上の支障はない状況でございます。

2 件目でございますが、今月 1 日に公表しておりますが「区分 3」の「荒浜側ボイラー建屋での非放射性の水の漏えいについて」です。

1 枚めくっていただきまして 5 ページを見ていただければと思います。7 月 29 日でございますが、荒浜側ボイラー建屋の地下 1 階におきまして、放射性物質を含まない水が、NSD、非放射性ストームドレンと言っておりますが、NSD 散布エリアで約 9 m³の漏えいしたと評価をしております。これは漏えいした水が 7m×8.5m×深さが最大 15cm のエリアで、約 9 m³になります。NSD 散布エリアを図に示したものが 6 ページになります。

6 ページに赤字で最大 15cm と記載されたところが漏えいした水の部分でございます。漏えいした水につきましては、排水処理を実施しております。こちらで使うボイラー蒸気につきましては、各負荷で使われたのち水となり給水タンクに戻して再利用して、またタンク内の余剰水につきましてはオーバーフローして NSD サンプに流れることとなります。この原因につきましては、このボイラー蒸気の戻り水が一時的に増加したことによりまして、NSD サンプで排水処理し切れずに水が漏えいしたものと推定をしております。詳細な原因につきましては現在調査中でございます。

次に、発電所に関する情報を 1 件説明させていただきます。18 ページをご覧ください。この件でございますが、本日夕方に公表しております「コベルコ鋼管株式会社による「異材誤出荷事象について」を受けて、であります。要約致しますと、コベルコ鋼管株式会社が製造し、当発電所に納入された配管の材質が異なっていたと

いう事柄でございます。材質が異なっていた配管は当発電所では1本ございまして、6、7号機の地上式原子炉格納容器圧力逃がし装置、俗にフィルタベント設備とっておりますが、フィルタベント設備のドレンタンクの入口・出口配管について、同社が提出した書類と材質が異なっているとの報告をグループ企業から受け、配管の交換と原因調査を行うことといたしました。当社は同社の調査過程の中で、当社として同社工場への立ち入り調査を行いまして同社の発生原因の調査状況について確認をしております。併せまして同社に対しまして再発防止、並びに品質管理の徹底を要請してございます。引き続き同社に対して品質向上に向けた対応を求めていく予定でございます。

次に、会社経営関係について2件説明をさせていただきます。19ページをご覧ください。1件目につきましては、激変する環境下における経営方針について、です。当社は本年4月からホールディングカンパニー制を導入し、同月から始まりました電力小売りの自由化へも対応しているところですが7月28日に社外取締役を含めた当社取締役会で今後の経営方針として決定し、公表したものでございます。

当社を取り巻く環境は福島原子力事故への対応では、被災者への賠償額が当初の見込みを上回っている事、除染費用についても上振れの懸念が高まりつつあること、廃炉の本格化への万全な対応が求められるなど、大きく変化をしております。

また、電力需要が減少し、特に首都圏での競争が激化し、当社の既存商圏は草刈り場となるおそれがあるなど厳しい環境の変化があります。このような厳しい環境下でもホールディングカンパニー化を契機に地域独占・垂直一貫体制から完全に生まれ変わることにより、新・総合特別計画の「責任と競争の両立」に取り組んでいき、その上で激変するエネルギー情勢の下でも競争に勝ち抜いていく、活力ある事業体を目指していく事としております。具体的な経営方針につきましては、20ページから22ページに記載がしてございますので、後ほどご覧いただければと思います。

当社経営関係の2件目は、原子力安全改革プランの進捗の報告でございます。29ページをご覧いただければと思います。

四半期ごとに公表させていただいております、原子力安全改革プラン進捗報告につきまして、昨日8月2日になりますが、2016年度第1四半期の進捗について報告をしております。今回は大きく分けまして3つの項目がございます。1項目目は、福島第一原子力発電所事故に係る通報・報告に関する問題に対する第三者検証委員会検証結果を受けた取り組みについてですが、こちらは本日の議題となっておりますので後ほど説明をさせていただければと思います。

当社は本件の反省と教訓を踏まえ、原子力安全改革プランにも本件に関する取り組みを加えまして再発防止を図っていきたくと考えているところでございます。

2点目は各発電所における安全対策の進捗状況についてです。これは29ページの右下の当発電所の安全対策工事などについても記載がございますのでお時間のある時にご覧をいただければと思います。

3点目は原子力安全改革プランのマネジメント面の進捗状況でございます。こちら30ページに記載をしております。また後ほどご覧いただければと思いますが、原子力安全改革プランの全体の報告書につきましてはホームページにアップしており

ますので申し訳ございませんがホームページのほうで後ほど確認をいただければと思います。

最後になりますけれども、当社の 28 年度第 1 四半期の決算状況及び毎回添付しております発電所の安全対策に対する取り組み状況、原子力規制委員会についての状況などについても添付をしてございますのでお時間がある時にご覧いただければと思います。

私からは以上でございます。福島状況につきまして本社 RC の佐藤から説明をします。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

それでは福島第一の状況についてご説明いたします。資料は、A3 横長の「廃炉汚染水対策の概要」というものをご覧ください。1 枚めくっていただいて裏のページでご説明します。

まず左上になります。「敷地境界付近ダストモニタ計測状況リアルタイム公開」になります。従来からモニタリングポストのデータに加えまして 7 月 12 日から敷地境界付近ダストモニタ測定値をリアルタイムでホームページ上で公開しております。そこにありますグラフは実際の測定データでして、横軸が日付で縦軸が放射性物質の濃度になっています。印刷の関係で白いところに黒い点がポツポツといくつか見えますけど、これは印刷上の点でして実際の測定データではありません。実際の測定データはそのずっと下にあります赤とか緑とか色がついている点が実際の測定データになります。これを見ますと当社のマスク着用基準の 1/10 以下になっているというのがわかります。現在 1 号機カバーの解体作業をしている最中ですが今後も慎重にこの作業を進めていきたいと考えております。

次にいきまして左下になります。「ミュオンによる 2 号機原子炉内燃料デブリ調査結果」でございます。宇宙船由来のミュオンという素粒子を利用して原子炉建屋のレントゲン写真のようなものを撮りました。これを撮ることによって溶けた燃料がどこにあるのか、ということ进行调查しようというものでございます。ここにあります図と言いますか写真と言いますか、これは撮影をした結果でして黒い部分が密度の高いエリアと言いますか、密度の高い物質がそこにあるということを表しています。本来ここに、この赤い点線で炉心域というのが 2 本赤い点線がありまして、緑で表しました压力容器とあります。この緑と赤の点線が交差した部分、この部分に本来であれば燃料が入っていますので、その部分が黒くなるんですけども、今回この 2 号機を撮影したところその部分が白っぽい映像が撮影できたということでした。むしろ、その炉心域よりも下の部分、压力容器の底に近い部分、こちらのほうが黒っぽい色になっているということがわかりました。これは、燃料デブリが炉心域よりも下の方、压力容器の底のほうにあるのではないかと、いうふうなことを表しています。今後このデータを参考にしながら、デブリの取り出し方法などを検討していく予定としております。

次に、その右隣の「陸側遮水壁の状況」でございます。海側の全域に加えまして、6 月 6 日からは、山側の 95% の部分を凍結させています。徐々に凍結、温度が下がっているわけですが山側については温度も下がってきていますし、さらに陸

側遮水壁の内側と外側で地下水の水位差が拡大する兆候が見え始めてきております。今後も引き続き凍結を進めまして地下水の流入量を減らしていく予定でございます。福島第一、東京電力の説明は以上になります。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして原子力規制庁さんお願いをいたします。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

こんばんは。柏崎刈羽原子力規制事務所の平田です。

それでは「前回定例会（7月6日）以降の原子力規制庁の動き」という資料をご覧くださいと思います。

まず、規制委員会関係ですが、7月6日第19回定例会で、実用発電用原子炉施設等における有毒ガス防護に関する規制要求の考え方について、ということで発電所内で有毒ガスが発生した時に当然運転員等はすぐ逃げるわけにはいきませんので留まって操作をしなければいけないという時に、どういう規制要求が必要かという案を委員会に提示して審議していただいた内容です。

それから7月13日第20回定例会ですが、大規模自然災害発生時等における情報発信の強化について。これは前回も若干話題にはなりましたが、熊本地震を受けて情報発信をどういうふうに強化しようかということでこれも委員会で案を提示したものでございます。一番大きく違うのは、従来は原子炉施設、発電所等が立地している道府県単位で考えていたんですが、追加として立地道府県以外の場所でも震度6弱以上の大きな地震が起こった場合には、判断はその時々によって変わりますが、周辺の原子炉施設の状況について情報発信するということが追加になっておりまして、これが一番大きな変更点です。

それから、7月20日第22回の定例会ですが、原子力規制人材育成事業の選考結果について、ということで規制庁が人材育成事業の公募を行いまして4件の事業を採択いたしました。そのうちの1件が比較的この地域に近いということで、長岡技術科学大学から応募のあった「システム安全と地域連携新潟モデルに基づく原子力規制人材育成」、ちょっと私、内容までは詳しく存じ上げておりませんが、これが育成事業のひとつとして採択されております。

それから7月27日第23回の定例会ですが、原子力の安全に関する条約の日本国第7回国別報告について、ということでこれ主にIAEAに加盟している国77か国くらいですが、これらが3年に1回、条約に規定される義務の履行、どんな安全に関わる対応をしてきたかといったようなことを報告することになっておりまして、次回の会合が2017年3月に行われます。そのための日本としての報告書案を取りまとめて委員会に説明しているものです。

それから最後ですが、8月3日今日ですが、第26回定例会で平成28年度第1四半期の保安検査の実施状況について委員会に報告しております。柏崎刈羽原子力発電所に対する検査の結果は保安規定違反に該当する項目は第1回では見当たりませんでした、というのが結論です。

それから、6、7号炉の審査状況。めくっていただきまして、被規制者等との面談、

文書関係についてはご覧のとおり行われております。

2/3 ページの審査状況のところでは7月22日ですが、新規制基準の適合性審査に係る現地調査が本庁の担当チームによって行われております。これは下の方に原子力規制事務所と書いてあるところで私共の現場の検査官もその現地調査に同行しております。

最後になりますが、放射線モニタリング情報については最新のアップデートされたものが最後のページの各都道府県のモニタリングポスト近傍、地上1m高さの空間線量、あと福島第一原子力発電所近傍の海水の放射能濃度、これが最新のデータにアップデートされております。内容については恐れ入りますがここに書かれたURLでもって見ていただきたいと思います。

規制庁からは以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして資源エネルギー庁さんお願いをいたします。

◎日野柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

はい。資源エネルギー庁の日野です。

タイトルが「前回定例会以降の主な動き」、右上に資源エネルギー庁と記載されている資料をご覧ください。

最初に「1. (1)」について、資源・燃料分科会が、石油・天然ガス・石炭などの現状認識と今後の検討の方向性・論点を整理した中間論点整理を公表しております。

続きまして、福島関係で7月29日に廃炉・汚染水対策現地調整会議が行われております。発電所内のモニタリング状況、ミュオン測定による炉内燃料デブリ位置把握などについて報告がなされております。

最後に、7月6日にレアアース堆積物の資源ポテンシャル評価報告書が公表されております。

以上が、私からのご報告になります。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして新潟県さんお願いします。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

お疲れ様でございます。新潟県の原子力安全対策課の須貝です。

右肩に白抜きで新潟県とあります資料に基づいて、前回定例会以降の動きについてご説明させていただきます。

1番の安全協定に基づく状況確認ですけれども7月12日に柏崎市、刈羽村と共に実施しております。主な確認内容は記載の3点です。

その他、7月21日に泉田知事が福島第一原子力発電所を視察しております。

それから2点、報道発表してありまして、7月28日に東京電力から福島原発事故に伴う損害賠償額の一部支払いを受けたということ。それから本日、8月10日に技術委員会を開催するという報道発表をしております。発表資料は添付しております。

県からは以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。柏崎市お願いをいたします。

◎小黒危機管理監（柏崎市）

柏崎市小黒でございます。

私共も発電所の安全協定に基づく状況確認、新潟県さん、刈羽村さんと一緒に 7 月 12 日に行わせていただきました。以上でございます。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは最後に刈羽村さんお願いをいたします。

◎野口主事（刈羽村）

はい。刈羽村の野口でございます。

刈羽村におきましても 7 月 12 日に新潟県及び、柏崎市さんと共に月例の状況確認を実施させていただきました。以上でございます。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは、東京電力さんから刈羽村さんまで前回定例会以降の動きということでご説明をいただきましたが、委員の皆様にはご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。それでは高桑さん、どうぞ。

◎高桑委員

高桑です。東京電力にお聞きしたいと思います。

今日説明いただいた資料の中の 18 ページの件ですけれども、書類と材質が異なっているということがわかったと。それがグループ企業からそういう報告を受けてわかったというふうに書いてありますが、これは東京電力自身でそういうことを見つけるということは不可能なのでしょうか。そのへんはどうなっているのでしょうか。もし、そのグループ企業からの報告がなければ分からないまま、そのままいってしまうという可能性があったのではないかと思うわけですが、そのへんはどうなのでしょうか。

◎桑原議長

それでは、東京電力さんお願いをいたします。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所の佐藤から説明させていただきたいと思います。本件についてはグループ企業の方から連絡がございました。私共の要求している材料、SUS316 という材質のもので要求をしていたステンレス鋼ですが、そちらが SUS304 というかたちで納品されているという事実が判明したということで報告を受けております。このような誤りについては、私共では見つけることができないというものでございまして、そういった点で、今回同社の工場で立会いをさせていただいて、品質管理の徹底というものを要求させていただいているといった状況でございます。

◎桑原議長

高桑さん、よろしいでしょうか。

◎高桑委員

これまでもいろんなことがあったと思うんですけれども、やはりグループ企業が

らの報告を受けなければ間違いが見つからないと、そういうシステム自身は本当に安全が心配だというふうに感じます。これはぜひそうではなくて東京電力の社員のほうできちんとひとつひとつ確認できるような、そういう何らかのかたちを取るといようなことを今後きちんとやっていただきたい。配管した時にはちゃんと立ち会って本当にその材質がうまくいくかどうかということのひとつひとつ確認をしていくということをしなければ、報告がなければそのまま間違っただけのものが使われたままになってしまう可能性がとても大きいわけですので、そういうところは工夫していただければというふうに強く思います。

◎桑原議長

高桑さん、それでは要望ということによろしいでしょうか。はい。それでは他の方、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。ありませんか。それではですね、内容であれば、前回定例会以降の動きということで、これで閉じさせていただきたいと思えます。それではですね、引き続きまして、メルトダウンに関する第三者検証委員会の結果報告ということで東京電力さんよりご説明をいただきたいと思えます。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

東京電力本社の佐藤でございます。私からご説明させていただきます。資料は複数ありますので座って説明させていただきたいと思えます。

資料の番号取りをお願いできればと思えます。一つは前回配布されました資料で、6月16日の日付のものになります。「福島第一原子力発電所事故に係る通報報告に関する第三者検証委員会からの検証結果報告書の受領について」というもの。これ確か委員の方々だけ今日お持ちいただいているかと思えますけれども、それを資料1番というふうに番号取りをお願いします。

それから2つ目が今日お配りしているかと思えますけれども、8月21日付の資料、これを2番でお願いします。

それからもうひとつがパワーポイントの概要版というもの、これを資料3でお願いしたいと思えます。今日は3番の資料を中心に、1番と2番の資料の中からピックアップしながらご説明していきたいというふうに考えております。

それでは資料3のパワーポイントのほうをご覧ください。これが当社の報告、第三者検証委員会の検証結果報告を受けて、当社としての対策をまとめた資料の概要版となっております。

まず1ページで全体の概要をご説明したいと思えます。

2016年6月16日に第三者検証委員会から福島第一原子力発電所に係る通報報告に関する検証報告書を受領いたしました、と。これが資料1番になります。資料1番のほうは3ページ目からがその当該の報告書になります。そして、これを踏まえまして同月21日に東京電力としての反省と誓い、それから対策、そして人事措置を公表いたしました。これが資料2になります。反省と誓いは後ほどご説明しますので、飛ばさせていただきます。今後ということですが、第三者検証委員会の指摘に対する追加対策を講じます。それから、本件を重く受け止め、関係者を処分致しました。引き続き新潟県と共同で設置いたしました「合同検証委員会」で調査を行っていきます。ということが全体の概要になります。

それでは 2 ページをご覧ください。こちらが資料 1 の第三者検証委員会の報告書のポイントになります。大きく分けて 2 つございます。1 つは事故当時の社内マニュアルに則って炉心溶融を判定・公表しなかったこと。

資料よろしいでしょうか。パワーポイントの資料が③番になります。

それでは続けます。それからもう一つのポイントが、新潟県技術委員会に事故当時の経緯を説明する中で誤った説明を繰り返したこと。この 2 つが第三者検証委員会の報告書のポイントになっております。

まず一つ目のポイントから中身を見ていきたいと思えます。一つ目のポツのところにございますように、官邸や保安院との関与と指示について具体的な内容までは確認できませんでしたが東電社長が幹部や広報担当者に「炉心溶融」という用語を使わないよう指示し、社内でその用語を控えるべきとの認識が広がっていました。その結果、公表の際、「炉心溶融」という用語の使用を避けてしまいました。

もう一つは、「炉心溶融」という用語をしなかったことによる国の避難指示等の実施への影響はほとんどなかったものの、福島県や自治体に対する説明としては不十分でした。これが一つ目のポイントになっております。言葉だけではちょっと分かりづらいので絵にしたものを前のほうに映しますのでそちらをちょっとご覧いただければと思います。

これは 1 号機の例でございます。時系列を並べたものになっております。まず津波が 3 月 11 日に襲来しまして、当社の方から 10 条通報を行ってます。これは全交流電源喪失ということに該当しましたので 10 条通報を行っていると、その後 15 条報告を行っております。これは非常用炉心冷却装置によります、原子炉への注水ができなくなったということで 15 条に該当するということでこの報告を行っております。これを受けまして、国のほうから緊急事態宣言が 3 月 11 日の 19 時 3 分にされましてその後同日の 21 時 23 分に最初の避難指示が国から出されております。

日付が横にきまして、3 月 12 日、13 日と、きまして 3 月 14 日になりまして装置が復旧、電源を含めて復旧されましたので当社のほうで確認ができました。何が確認できたかというところと格納容器内の放射線量はいくつであるというのを確認できまして、それに基づいて炉心損傷割合がまとまりますのでその数値を報告していると、これが 3 月 14 日になります。その時に初めてこれがわかったということでした。

ここのタイミングで炉心損傷割合が 5% を超えていましたので炉心溶融をしているということも併せてここで公表すればよかったということでございます。

そしてその日の夜、20 時 40 分頃ですけどもよく報道にありますような記者会見がこのタイミングで行われているというものです。

じゃあなぜその 3 月 14 日の時、7 時 18 分と 20 時の頃に炉心溶融ということを発表、お伝えしなかったのかということですけど、これは 1 番の資料の報告書にも書かれておりますけれども、東電の社内では平成 23 年 3 月 13 日にはマスコミに発表する際には官邸側に報告し事前の了承を得ること、と対外的に炉心溶融を認めることについては慎重な対応をすること、という 1 番と 2 番の 2 つの注意事項が社内に伝わっていたと認められていることが 1 番の資料の検証結果報告書に書かれております。

従いまして、3月13日時点でこういうことでしたので、3月14日には格納容器内の放射線量、それから炉心損傷割合だけを報告して炉心溶融という言葉は使わなかったというふうに考えられるということでございます。

最初に10条とか15条とか出てきましたけどもこれは何かといいますと下のほうに書いてありますように原子力災害特別措置法というものの10条と15条になります。当時の条文のさらに、条文のそのままですとわかりにくいので少し噛み砕いた表現にしておりますけれども、まず10条はということが書かれているかといいますと、原子力防災カンシタ、つまり発電所長は該当事象の発生について大臣、知事、市町村長に通報しなければならない、と書かれております。これに基づいて該当事象がいくつかありますのでそのうちのひとつにあたったということで10条通報を行っている、それから15条はその大臣、通産大臣、経産大臣ですけれども、その大臣は原子力緊急事態が発生した時は総理大臣に必要な情報を報告しなければならない。その報告を受けた総理大臣は、原子力緊急事態宣言を行わなければならない。

さらに知事や市町村長に対して、避難または屋内退避を指示する、と書かれていますので、これに基づいて3月11日の19時03分と21時23分に緊急事態宣言と避難指示が出されているものです。

その原子力緊急事態というのは何なのか、ということですが、これは十数個ございますけれども、例えばそこにあります一つは非常用炉心冷却装置による原子炉への注水できないこと。これが3月11日にわかりましたので、このタイミングで15条報告を当社が行っていると。

それからもう1つは炉心の溶融を示す格納容器内の放射線量を検知すること。検知をしたら報告をしなければいけないということになりますので、放射線量を3月14日に報告したということになります。この3月14日の時に炉心溶融ということと言わない、隠ぺいしたということでございます。

次、もう一度パワーポイントに戻っていただきまして、パワーポイントの4ページをご覧くださいと思いますが、そのことに対する対策としてどういうことをやっていくのかということをもとめてございます。青い表になってますけれども右半分と左半分がありまして、右半分が既に決めた対策でございます。左半分の追加対策というところが今回新たに、今回のこの件を受けまして新たに追加した対策になっております。これは、通報についてというところと、公表についてというところ、それぞれいくつかございますが、まず通報についてというところは、「放射線量が刻々と変化するなど、訓練シナリオを多様化させます」ということです。これは先ほどの資料2番を見ていただきたいんですが、資料2番の5ページの下の方に鍵カッコで[追加対策]というのがございます。ここの2行目の後半部分ですね、「炉心損傷が発生し、敷地境界線量、あるいは敷地内の放射線量が刻々と変化する中で断続的な通報が必要となるようなシナリオに基づく訓練を継続的に実施してまいります」ということでございます。これは1つ目の対策になっております。

2つ目の対策がそのままいきますと次のページ6ページの1番上ですね、1行目の後半部分になります。「緊急時対策要員の教育に関しては、各要員個人の役割と実施事項はもとより、他の班や組織全体の対応に関する理解も深まるよう教育内容を見

直し、速やかに実効してまいります」。これは2つ目の対策になってます。

それから2つ目がその2行あとの今後、というところからですが、「緊急時対策要員全員は、任命時とその後定期的に緊急時対応に必要なすべてのマニュアル類（運転マニュアルを含む）の研修を受講し、理解度確認テストを受け、その結果を力量確認シートに記録することとします。」

この3つが通報に関する追加対策になっております。

それから、公表についての対策については8ページになります。8ページの上から2行目、緊急時という行の一番最後のところですが、「緊急時の対外対応については、事故の進展状況を正確に把握し、どのように説明するのか、どの用語を使用するのか、技術的判断が必要な場合があると想定されます。この判断の責任は原子力・立地本部長が担い、一定の基準を示す」ということ。これが好評についての1つ目の対策となります。

もうひとつが、そこから2行ほど下にいきまして、「その上で『対外対応統括』の役割として社長に対して社会目線での情報発信を直接提言することをマニュアルに明記します。」これが2つ目。

3つ目、1行飛んで「今回の事象を教訓として、経営層・RC・SC室の研修材料に取り入れていく」。

それから4つ目が、「厳しい要請等も想定した総合防災訓練を実施します」これが4つ目になります。

それから最後が、「今後、事態の経過を適切に記録に残し、検証することが可能となるよう、対外的に重要性の高い公的な通報・会話についても記録として残していきます」。これらが、この5つが公表関係の対策となっております。

それから資料3のパワーポイントにもう一度戻っていただきまして、2ページ後半部分ですね。2ページの第三者検証委員会報告書の中の2つ目のポイントについてご説明いたします。2つ目のポイントというのは、新潟県の技術委員会に事故当時の経緯を説明する中で誤った説明を繰り返したこと。これは、「炉心溶融という用語は、まず学術的、一般的にも定義がなく、社員間でも統一的な見解はありませんでした。しかし実際には事故当時の社内マニュアルには、炉心損傷割合5%を超えた場合は、炉心溶融と判定する、と記載されていました。

技術委員会の対応を行った社員は、『炉心溶融』が解釈の幅のある用語で明確な定義がないものと理解しておりまして、社内マニュアル上の炉心溶融の定義を知りませんでした。社内マニュアル上の炉心溶融定義を知っていた社員は一部に限られておりました、技術委員会での定義の有無が問題になっているという事実を知らなかった、ということでございます。新潟県の技術委員会に誤った説明をしたことは明らかではありますが故意や意図的なものは確認されず、特定の社員の責任というよりは社員間の相互確認不足が問題でした。」と、いったことが第三者検証委員会の報告書として書かれております。

これに対する当社としての対策についてご説明します。同じ資料の6ページをご覧ください。この青い表も先ほどと作りは同じです。左側の追加対策のところをご説明したいと思いますが、先ほどと同じように資料2でご説明したいと思います。

11 ページになります。あちこち飛んで申し訳ございません。資料 2 の 11 ページになります。上の方にカギカッコで[追加対策]とあります。まず情報共有の在り方ですが、5 行目のところからですね。

「今後は、社外へ発信する重要な報告や、重要な課題の検討状況について、責任者である各発電所長、各部長が、定期的に、原子力部門の全員に対してメールで配信する」、これによって、情報共有できるようにしていきます。ということが 1 つ目。

2 つ目が、よって、という段落のところになります。「OJT として安全設計根拠の学習や社内専門家の育成を進めます」。

それから 3 つ目が、「原子力人材育成センター（仮称）を活用して徹底的に学ぶ姿勢、個人の力量を向上してまいります」。

この 3 つが情報共有のあり方についての対策になります。

それからもう一つ、情報を見つけ出す仕組みの対策としては、13 ページになります。一番上。一つ目が「事故当時の事実関係については、各種事故調査委員会などにより解明されておりますが、これらに記載されていないようなものについても、今後の原子力安全の向上や通報・公表の改善に資する観点から、それに気づいた社員は積極的に報告すべきことを改めて当社の基本姿勢とし、社内外に明示します」これが 1 つ目です。

2 つ目がその下の行で、「特に事故当時の通報・公表に関することについては、改めて社員に広く情報を求めることとします」。

それから 3 つ目は 1 行飛んで、「70 項目のうち、新潟県との合同検証委員会において検証することとなる項目については、原子力部門の社員全員から事実を正確に把握するための関連情報の提供を呼び掛けます」、これが 3 つ目になります。

これら情報共有のあり方 3 点と情報を見つけ出す仕組み 3 点、これらを追加対策とすることといたしております。

資料 3 のパワーポイントのほうに戻っていただきまして、3 ページになります。こちら東京電力としての反省と誓いの骨子になります。こちら、読まさせていただきますと、「東京電力はどのような事態に直面しても、立地地域をはじめ、広く社会の皆さまの安全・安心を最優先とし、しっかりと事実をお伝えするという姿勢を貫く覚悟を持ち続けることを誓います」と、その下にポツが 3 つございまして、「事故当時、炉心溶融という用語を使わないよう社長が指示し、公表を差し控えたことは不適切な対応であり、痛恨の極みです。立地地域をはじめ、社会の皆さまの立場に立てば、隠ぺいと捉えられるのは当然でありまして、ステークホルダーの信頼に背く行為でございました。深くお詫び申し上げます。これを教訓といたしまして過去と決別をして、安全最優先の運営、それから正確・迅速・分かりやすい情報発信を肝に銘じまして社長以下、全社員一丸となって不退転の決意をもって再発防止に取り組んでまいります。」ということになっております。

あとは、人事措置とかですので省略させていただきます。説明のほうは以上になります。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それではですね、ただ今東京電力さんからメル

トダウンに関する第三者検証委員会についてのご説明をいただきましたけれども、これについてのご質問、ご意見等ございましたら。高橋新一さん。

◎高橋(新)委員

若干遅れてきまして申し訳ありませんでした。今、縷々ご説明を聞きました。このパワーポイントの 3 ページですか、その通りだなと私も思いますが、東京電力さんは常にこういうふうなかたちで、「反省をします。今後はないようにします」というふうに一件落着をつけられるんですが、炉心溶融は事故が起きた当初、タフ何 cm というのがずっとテレビで流れて、もうタフの余裕がなくなったその段階、13 日くらいには、我々素人でもメルトダウン、やっちゃったなあというふうな思いがしたんですが、これを公表したのが 2 か月後。なぜ 2 か月かかったかっていうのを公表したのが 5 年目だったのですが、この第三者委員会に中立な目で見てもらおうという意味だったんでしょうが、東京電力の皆さんは当事者であり専門家なわけですから、第三者に委ねる必要などないはずなんですが、なぜ第三者を委託するのかな、という、そういう不信を非常に私は覚えました。私だけでなくそういう人たちも非常に多いと思うんですよね。

第三者委員会、ついこの間は舛添さんが第三者委員会というのを立ち上げて中立な目でどうのこうの、と言いましたが自分でやったことを第三者に頼まなくっても自分が一番わかるんじゃないのと思ってたんですが、第三者委員会という方法を使ったわけなんですが、過去には小淵優子って衆議院議員ですか、政治資金不正使用の時には第三者委員会っていうのが議員に法的な責任はないと、秘書がうっかりやっちゃったんだというふうなことで一軒落着をさせた経緯があります。

それから 2013 年に 1 号機に関して国会事故調の委員が東電に対していろいろ意見を言った、この時も第三者委員会がその問題はなかったんだというふうなことで一応いろんな方面からの、いろんな指摘に蓋をするというふうな一件があったんですが、これ、今回のメルトダウンは田中康久、佐々木善三、それから長崎俊樹弁護士、なんですが、今私が申し上げた過去の第三者、この東京電力に関してもそうですし、舛添さん、それから小淵優子、こういった人に必ず佐々木善三弁護士と、田中康久弁護士が常に関わっているんですよね。その、舛添さんは本当に、第三者に委ねるんだというふうなことで丸投げをして、まあ一件落着というかたちに、うやむやにしたんですが、当然、東京電力がこういった人を毎回、第三者の弁護士をお願いをする時には無償ではやってくれないだろうし、まあ何らかのつながりがあってお願いをして、引き受ける、と思うんですが、東京電力あるいは依頼した政治かなり何なりの不利になるようなことは私は言わないだろうと、小淵優子の時には小淵優子には責任はなかった、秘書がうっかりしていたんだと、そういう回答を出しているんですが、こういうやり方っていうのは非常に私なんかは、やり方がまずいなあと思うんですが、東京電力さんいかがでしょうか。

◎桑原議長

それではお答えできますか。

◎宗立地地域部長（東京電力ホールディングス（株）・本社）

東京電力、本社の宗、と申します。

今の、まず第三者に委ねるという話ですけれども、我々は2013年に原子力安全改革プランというものを徹底的な調査をした上でこれから改革していかなければいけないということで発表しております。その中でメルトダウンの問題について、当時の広報体制ということで、例えば、外部に少し配慮をしてしまう、とか、そうしたことから確定しない情報は公表しないというようなことで、そういうことは改めようと、そこまでの調査はできていました。今回、第三者の方に委ねようということにしたのは、新潟県の技術委員会にメルトダウンの定義がないというご説明をずっとしてきたのが、マニュアルがあったということが判明しまして、そういう誤った説明をしてきたということがわかったので、当社だけで調査をするということではなかなか社会の皆さまに信用を得られないだろうということで、第三者の方にお問い合わせするという経緯になりました。

今回3か月にわたって第三者委員会に取り組んでいただいた訳ですけども、その中で我々が当時2013年とか、その後の調査でもきちんとできなかった、要は当時の社長が炉心溶融という言葉を使い控えるようにということ、社内に対して指示をしたということ、これを推認というかたちで報告書としてまとめていただいて、そこのご指摘は我々が当時の調査できちんとできなかった部分でございます。そのご指摘を真摯に受け止めて今申し上げたような再発防止対策とか、そういうのを受け止めているということでございますので、経緯と今回の指摘のポイントは我々で作らなかったところをきちっとご指摘いただいたというようなことだと思っております。お答え以上です。

◎桑原議長

いかがでしょうか。

◎高橋(新)委員

炉心溶融の定義があったかどうかという問題よりも、燃料の頭が顔を出した、頭が顔を出したっていうか、頭が出た段階でもう炉心溶融は、もう始まったと我々素人は思うんですが、なぜこういう結果になったか、第三者に頼まない真相が解明されない、っていうのは非常におかしい。むしろ世論調査で最高裁だとか高裁の元裁判官だった、そういう人たちを連れてきて見解を述べてもらう、違法ではなかったけれどもまずかった、みたいなそういういつもそういう結果をもって一件落着にしてきたんですが、調べてみるとこの佐々木善三さんとか田中泰久さんというのは、東京電力が何かあるとこの人たちにお願いをしていたわけなんです、何かやっぱり、何かあるよな、と思うのが当然だと思うんですが、第三者委員会というふうなことよりも原発に関しては東京電力の皆さんが一番詳しいわけですので、やはり自分たちで真相解明をして自分たちで反省する、あるいは改善する部分は、するということのほうが国民に対して非常に信頼を取り戻す一つの大きな方法だと思うんですが。で、同じことをやったのはこの間の舛添都知事ですけど、見ているとこんなことばかりやってるなあ、っていうふうに私たちは当然思っちゃうんですが。まあ、それはそれでいいんですが、無償でお願いはできませんよね。幾ばくかは払わなければならないと思うんですが、そうすると本当に中立でやってくれるかどうか、という問題になってくると思うんですけれども、無償で、ボランティアでやっても

らってるんですか。

◎桑原議長

それは、お答えをしていただきたいということですか。有償か無償かっていうことですね。お答えできますか。

◎宗立地地域部長（東京電力ホールディングス（株）・本社）

当然お時間をいただくわけですから無償ではございません。

◎高橋（新）委員

最後にしますけれども、当然骨を折っていただくんだから金額の多い少ないは別にして、有償になると思うんですけれども、それで問題なのはいつもこういう第三者を立ち上げる時は同じような顔ぶれの人に依頼をするというのは非常に不審を買うと、その後いろんな「反省しました、改善しました」みたいなことを言ってますがこのやり方は東京電力にとって非常に良くないやり方だと、体質が変わっていない、としか言いようはないと思うんですけれども、ぜひ今後、せめて弁護士を変えとかね、それならまだわかるんですが、一般の人はテレビで名前が出たってそんなの覚えてませんよ。変だなと思って調べると舩添さんだとか、小渕さんだとかが出て来ているわけなんで、こんな市民にバレバレになっちゃいますから、ぜひこういういったやり方は止めていただきたいと思います。これは意見です。以上です。

◎桑原議長

それでは、高橋さんの意見ということで。それは他の方。高橋優一さん。

◎高橋（優）委員

高橋と言いますが。まずこの原災マニュアル、という性格なんですけど、これは事故時には現場はもとより、東京電力本店、国、官邸等原発災害に対応するすべての関係者がそれに沿って対応するもんだ、と理解しているんですが、そうなんです。それにも関わらず、こうしたマニュアルが存在していたことを関係者のすべてが5年間も口をつぐんでいたという事実は非常に私、重大なことだというふうに思っています。そのことに対する要望は後で話しますけれども、例えばこの第三者委員会の本文、これ少しだけ読まさせていただきましたけども、例えばこの炉心溶融という言葉を使うな、と社内に指示したということはまとまっているんですが、東電はこの事実を4年前、社内に事故調査委員会を設置していますけれどもその調査で把握しながら12年6月、事故の翌年ですよね、事故調査報告書に記載してなかった。これも第三者委員会の中で言われてますけれども、これに対して第三者委員会がどう言っているかという、「このことは意図的な隠ぺいと評価することは困難」、だと、非常に私は、東京電力の隠ぺいを否定してるんですが、第三者への報告書ではありますけれども、あまりにもまあ、高橋さんが言われたように、報酬等が加減しているのかわかりませんが、東電依りではないかという疑問がやっぱり残ります。

それから「官邸の指示」、ということだったんですが、当時、記者会見中の武藤、当時の武藤副社長さんに官邸からの炉心溶融の言葉は使わないよう、という耳打ちがあったということなんですけど、これもこの第三者委員会が明らかにしたのは手書きのメモも見つからない、と。当時の清水社長の記憶も薄れている、だから今報告がありましたけれどもそういう炉心溶融を認めるのも慎重になるよう要請を受

けた、と。推認すると、という言葉を使ってるんですが、結局具体的な根拠が全く示されないまま官邸の指示ということになっています。これも私、疑問が残ります。

6月26日でしたか、廣瀬直己社長が記者会見をしております。この中で先ほども出てましたけども「社会の皆さまの立場に立てば隠ぺいと取られるのは当然」。同じことを株主総会でも言ってるんですが、この記者会見の時にこれに突っ込んだ記者がいたんですね。その会場に居た記者は、「社会の皆さまはともかくとしてあなたは どう思うのか」、と突っ込まれたんですね、廣瀬社長さんは。そしたら、小さく消え入るようなか細い声で「隠ぺいです」、と。この記者会見上は隠ぺいを認める謝罪会見だったはずなんですけれども、この社会の立場に立てば、ということは非常に、何というんですかね、過小評価って言いますかね、小さく見せようとするっていうか。もっと男らしく、隠ぺいなら「隠ぺいしました」と堂々と言うべきじゃなかったのかと私は思って、そのことも疑問を感じています。「ええ、隠ぺいです」と答えたとされてるんですが、これは、ユーチューブ等でもたぶん見れるんじゃないかと思えます。

この炉心溶融の問題について一貫して追求したのは新潟県の泉田さんでもありませんけれども、今回の第三者委員会の報告は本当に県知事や地元の声に応えているかどうかというのは私、非常に疑問を感じます。私、これ運営委員会でも言った事なんですけども、地域の会の存在意義に照らして、原発の透明性を確保する立場で意見書を上げるべきだと思ってます。もうひとつ追加的に言えば、東京電力は2002年のデータねつ造、隠ぺいについて、の反省から2009年には、「言い出す仕組み」を含めた再発防止策を取りまとめていますよね。これは今、どうなっているんでしょうか。この時からですよ、企業倫理順守の取り組みを進めてきたはずです。その防止策の実態とか検証はこれからするんでしょうか、しないんでしょうか。せめてそれくらい、答えていただきたいと思えますが。

◎桑原議長

それでは、東京電力さん。今の高橋優一さんの最後の件につきまして、するのか、しないのか、っていうことなんですが、お答えできますか。

◎宗立地地域部長（東京電力ホールディングス（株）・本社）

東京電力の宗でございます。確かに2002年以降、不祥事以降、言い出す仕組みということで取り組んでおまして、それは企業倫理、ああいう不正ですとか不祥事の取り組みという意味では今でも続いておるものでございます。

ご指摘のことは、例えば新潟県の技術委員会のほうにデータの定義はないと誤った説明をしてきたこととか、そういうことをおっしゃっていると思うんですけれども、それは第三者委員会で社内の連携とかが悪かったということで故意とか意図的なものではないというふうに報告されております。

それで不正とか、不祥事というものに的を絞るのではなく、今回の新しい追加の対策というのは、例えば今後の安全に関わるものとか、例えば通報とか、そういうもので公表に関してもっと改善ができるもの。そういうものでまた幅広く言い出してもらおうという仕組みを設けました。それでさらにいろんなことを、情報を見つけ出していこうという取り組みを新たに始めたところでございます。そういう意味で

は、前のところからずっと続いているもの、それをさらにいろんなかたちで強化していくということになってますので、総括というよりはそういう取り組みをまた引き続ききちんと進化させてやっていきたいと、そういうふうに思っております。

◎桑原議長

ありがとうございました。はい、高橋さんどうぞ。

◎高橋（優）委員

この、6月21日付の2ページ目のところに第三者検証委員会の検証項目というのがあります。4つあるんですけども、新潟県の技術委員会はこれを不服として今、たぶん70項目に及ぶ検証を第三者に求めましたけども、第三者委員会はもうこれで終わってしまってますから、第三者委員会が出す70項目を検証することはないと思うんですけども、この70項目については今後立ち上がる東京電力と技術委員会の合同検証委員会でこれは検証の中身が対象になっていくと理解していいでしょうか。新潟県のほうにお聞きしたいと思います。

◎桑原議長

新潟県さん、今の件につきましてはいかがでしょうか。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

私からお答えいたします。まず、合同検証委員会の目的なんですけれども、第三者委員会ができた時に70項目の質問項目を第三者委員会に提出して、この検証をお願いしているわけなんですけれども。ですので、今の第三者委員会の報告書というのがその70項目を検証の対象とはしていないということはそもそも言われていますので、そこから外れている部分、あるいは新潟県技術委員会が提出した70項目で、答えているといわれていてもそこが不足していると思われる分については、まずそこをベースにして合同検証委員会がスタートすると、そういう予定でおります。

◎桑原議長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは、高桑さん、どうぞ。

◎高桑委員

高桑です。第三者委員会そのものにもいろんな問題があるとは思いますが、今、私はこのメルトダウンに関しては第三者委員会は、触れることができなかった官邸側の意向という、それが本当はどういうことだったのか、と。そのところは絶対に解明できなければ繰り返されることになると思うんですよ。官邸側と言いましてもそこには旧保安院がいましたし、東京電力からは武黒さんがいらしたんじゃないかと思えますし、もちろん政府側の人もいたわけで、官邸側からと言われた時には、どこからどうなったのかという、そのところをきちんと解明しなければ同じことが繰り返されるであろうと、住民や私たちにとって一番大事な情報が、また何らかのかたちで遅れたり隠されたりする可能性を残してしまうんじゃないかと思うので、私はこの県も含めた合同検証委員会の中でぜひ官邸側というのは何だったのか、具体的にはどうなんだと、どこからどういうふうなかたちが流れたのか、と。

あの当時の3月12日の日に、旧保安院の方がメルトダウンのようなことに触れた後、一切記者会見に出なくなったという、そういう事実もありますのでね。そのところがすごく大事な問題で、そこに今回の第三者検証委員会は範囲外ということ

もあると思いますが、切り込むことはできないまま終わってしまっています。そのところについて、合同の検証委員会でぜひ解明していただきたい。それが解明されない限りは同じことがまた繰り返されるんであろうと思うと、そこを強く望みたいと思っています。

それから私もこの資料をずっと読ませていただきまして、この第三者委員会の資料の中のいろんなところに「あれっ」と思うことがあったんですが、その中でこのメルトダウンの問題ではない問題についても、この検証委員会は触れてまして、その中の放射線量の異常上昇関係というところがすごく私には目に留まりました。それは、そこに書いてある中身は、あの当時、放射線量の値というのが全体に通報されていたんですけれども、その通報内容が非常に少なめな通報だったんじゃないかと。数字をあげてそのへんのところが示されていました。

例えば3月14日ならば、 $4137 \mu\text{Sv/h}$ の値が出たにも関わらず通報は751で終わっているとかね。3月15日には、 $11930 \mu\text{Sv/h}$ というのが正門付近で出ていると、それは報道されて、通報されていないと、いうようなかたちで大変な線量のものについての通報が正確にきちんとなされずに低めになっていたんじゃないかという指摘がなされていました。私はそれを読んだ時に、東京電力の体質は全く変わっていないというのをしみじみ思いました。

思い返してみますに、例えば先ほどの問題もそうですよね。フィルタベントの配管のところについて、グループ企業からの通報でわかった、と。社員が側について確認していたわけではないという事実があるわけで、これはケーブルの問題の時にも同じことがあったんじゃないですか。ケーブルの問題の時にもそういうところをいろいろ考えて指摘されたんじゃないですか。それが全く直っていないと、後、今日は報告を聞いて思って質問したんですけれども、それを見てもわかりますように、今の線量の問題もそうですし、メルトダウンにまつわるいろんなことを思い返してみますと、例えば県の技術委員会がせっかくメルトダウンの情報を発信のあり方について、検証するよ、という項目を設けて検証するという機会をもうけているにも関わらず、そこで東京電力はこれを検証する良い機会だったと思うんですけれども、それを曖昧なかたちでね、きちんとした検証をせずに、のらりくらりと曖昧なかたちになってきてしまっている事実。それからマニュアルが5年経ってやっと見つかったというようなことが出てくる事実。第三者委員会の調査自身も非常にずさんなところもあるわけで、かなり社員に聞き取りをする時には必ず上役にあたるような人が側についたかたちで聞き取りだったんだ、というようなこととか、いろんなことも聞いておりますが、そのことを全部ひっくるめてみましても、どう考えても東京電力の持っている体質といいますか、そういうものが全く変わらないと。確か2002年のトラブル隠し以降、しない風土、させない仕組み、言い出す仕組み、という3つの言葉を使って気を付けていきますと言いながら本当に同じことが繰り返されている。先ほどの配管の問題も全くケーブルのところの反省が活かされないで行われている。これはもう、そちらの東京電力はどんなふうに説明しようとしている体質というのが全く変わらないんだということを思わざるを得ない事実がまたここに出てきたと思っています。これはもう簡単なことでは治らないんでしょ、と。

あれだけの事故を起こしてもまだ直らないですから。すごく、何ともいえない暗い気持ちになるようなかたちで私はこの報告書を読ませてもらいました。

で、体質を変えるのは難しいと思います。難しいと思いますが私たちの安全は東京電力の体質にかかっていると言っても過言ではないと思っておりますので、そのところはよく受け止めていただいて、細かいところから、先ほどの配管の問題も含めまして、細かいところからきちんと「隠ぺい体質ですね」と言われただけのものを積み重ねていくことをしなければ信用は戻らないだろうというふうに思います。これはもう意見です。意見だと思います。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。じゃあ高桑さんのご意見ということでお願いをしたいと思います。それでは他の方。今日まだ発言のない委員さん、ご出席いただいておりますが、メルトダウンの報告についてということで何か、他の方ご意見ございませんでしょうか。はい、それでは石坂さん。

◎石坂委員

はい、石坂です。他の方が発言されないようなので、私。今回このメルトダウンの公表遅れという問題を初めて耳にした時に感じた私としての率直な感想というか、ですね、あくまでも私の私見の意見というような感想でありますけれども、元々、炉心溶融とかメルトダウン、という言葉がですね、非常に社会一般に原発の問題とは別に一人歩きしているようなところがあったんじゃないかというふうに私は思っていました。そのへんの影響っていうのはやはり、チェルノブイリであったりとか、そういうふうなものがあったり、それからいろんな映画とか、そういうことの影響もあるのかな、というふうにちょっと思ってた部分もあるんですけれども、この、今日付けられた3番の資料ですか、パワーポイントの2ページ目の②の一つ目の黒ポツにですね、「炉心溶融という用語は学術的、一般的にも定義がなく社員間でも統一的な見解はありませんでした」と。実際、こっちの報告書、第三者委員会の報告書を見るとですね、まあこれは東電さんの社内だけではなくて、他のところでもそういうふうな傾向があるということも記載しています。なので、やはり実際にこの「炉心溶融」という言葉を使わなかったことによって実際に今回どういう事実が影響としてあったのかということですね、確認すべきなのではないかな、というふうに思っています。実際にこの第三者委員会の報告書を全て全否定されればですね、これはもう全然問題になりませんが、この報告書を見る限りにおいては、実際に東電がですね、事態が進行することを防ぐための摂り得た行動はですね、炉心溶融と炉心損傷の恐れがある、と炉心損傷と何ら違いがないというふうに読み取れるわけでもありますし、またここにもですね、その実際の避難行動に対して国が行うその避難指示に影響はほとんどなかったと評価して差支えない、というふうに書いてあるわけですので、で、そうするとその違いによって溶融と損傷の違いによって実際にどういったマイナスの影響があったのかというようなことですね。

国が取った避難指示に違いはなくてもそれが各自治体にいった段階でやはり受ける印象が違った、それが実際にどういうふうに影響したのか、ということが大事なのかな、というふうに思っています。

一番最初に今回のこの問題を聞いた時に私が感じたのはそういうことであって、だから私が感じたのは、言葉の問題で「溶融」という言葉を使ったかどうかということを、問題にするのはナンセンスだと、私は正直言って思いました。ですが、その後、いろんな報道とかですね、廣瀬社長が「隠ぺいと取られてもしょうがない」というふうに認められたりですとかね、あと実際にマニュアルにあることをやってなかったというのは、これはマニュアルに実際にあったということは事実でありますし、県の技術委員会でもそういう発言というか、そういった事をやっていたということも事実でありますので、やはりこれはですね、しっかりとした、どうしてこういうことになったのかということですね、今後、県の合同検証委員会ですか、で明らかにしていただきたいというのは、私の立場からでも、それこそ高桑さん、高桑委員が先ほど言われたようにですね、私としても思うところであります。

それがはっきりした段階で、以前高橋委員がおっしゃいましたけれども、要望書とか、会としての対応をもし、取り得るのであればそれは会として検討した方がいいとは思いますが、とりあえずはこの合同検証委員会ですね、これのしっかりとした回答を私も待ちたいというふうに思います。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは、あの石坂さんの、ご意見ということでよろしいですか。今後、新潟県との合同検証委員会というのはこれから立ち上がっているものが出てくると思うんですが、その段階で見えてくるものもあると思いますので、それを見ながらということもあろうかと思えます。

他にご意見等ございますか。千原さん、どうぞ。

◎千原委員

千原と申します。前の人の話はですね、その通りにやってもらいたいというのが正直な話ですね。我々としても。

一つだけ、高桑さんの言った配管の件につきましてですね、少し東電から補足してもらわないと誤解を生じているというふうな面があります。その内容をちょっと報告してもらいたいんですけども、これは隠ぺい工作にあたるのか、東電のチェックはできなかったということですね、配管はだいたいそういう棒材とか配管とか鋳物だとかいろんなものは、ミルシートというものがあるわけですね。ミルシートと照合して違いがわかったのか、それとも、例えばこれくらい違うと磁石でも判定ができるんですけども、そういう現場の物で判定したのか、これは本来なら東京電力はそんな小さなところは見てないですよ。元請けのところに任せて一つのものとして納めていると、そういうふうな細かな説明がないと、どうも先ほど言った隠ぺいとか、そういうところに話が進む。東電が何でチェックできないのか、というふうな話になってしまうので少し補足を加えてもらいたいというのが一つ。

それからもうひとつ一番大きなのは、コベルコという会社は、前に納入実績というのがあるのかどうか。川崎だとか福島とかで何本かあるっていうんですけど、多大な量が前に入ってるんじゃないかという疑問もあります。それについてもきちっとした報告がなければ、間違った指摘をうけますので、ぜひ説明していただきたいというふうに思っております。

◎桑原議長

東京電力さん、今日その説明はお願いできますか。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

もし間違っていたら補足してほしいのですが、今おっしゃったように、ミルシートというのは材料証明書でございまして、これは配管を製造する金属会社が発行するものでございます。当社としては、そのミルシート、材料証明書が当社が発注した材料と同じものであるということを確認して検証をしているということになります。今回は、その材料証明書が間違っていたということでございますので、隠ぺいではなくて材料証明書、つまりメーカー、金属会社さんが発行される証明書が違う証明書だった。証明書が間違っていたということが事実でございます。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽発電所）

発電所の佐藤から少々補足をさせていただきます。今回の事象ですが、コベルコさんからは、隣同士のラインで配管を製造しており、間違ったというのが20本ずつ、同じ径の配管、同じ長さの配管を作製していたと聞いております。私共に納品するはずのSUS316Lというものと304というものをそれぞれ20本ずつ、間違っ刻印や材料証明書を発行してしまったというものでございます。

どうやって発見されたかといえます。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁の平田です。今日、東電の担当者からの我々、直接説明を聞いてますので、ちょっと説明の仕方があやふやなので、すみません私、東京電力ではないのですが、代わりに簡単に説明します。

まず、鋼材メーカーが造った材料がステンレスの304と316という2種類があって、それを取り違えたという、鋼材メーカーで取り違えたという事実があります。

じゃあなんでそれわかったかという、そのメーカーというのは東京電力だけに納品しているわけではなくて、他のメーカーにも実は納品してたんですね。それが、実はそのメーカーさんというのは同じような材料をいろんなところから買っていて、はっきり言えば中国からも買っていたということで、中国製のその品質があまり良くないということから、自らその材料の分析をやった結果、発注したものと違うのが納入されているというのがわかって、それがコベルコに情報としていきました。

コベルコも確認して、間違っものを納品してしまったということで、それが今度は東電さんが発注している協力企業さんのほうにも情報として伝わったということであって、例えば東京電力なり協力企業が確認できたことではなくて、他からの情報でわかったと。通常それを本当に正しいものかどうかというのは、先ほど千原さんがおっしゃった、そのミルシートという材料証明書で確認するしか、発注側は手立てがないんです。それ以上になると、本当にお金をかけて、入ってきた材料を自分たちでもう一回分析し直さなきゃいけないというのは、通常の商習慣としては、そこまではさすがにやっていないんですね。ということで、我々も今日聞いた限りでは、今回のその材料の間違いの一件に関しては、東京電力はさすがにちょっと責めるには無理があるな、というふうには判断しております。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。千原さんいかがですか、よろしいですか。

◎千原委員

説明にはですね、やっぱりサイズとかイメージが湧くような話をしてもらわないと。10インチの配管なのか、ベントですから1/2B(15mm)か3/4B(20mm)かわからないけど、そういうものか、説明を加えたほうが良いと思います。

◎佐藤リスクコミュニケーター(東京電力ホールディングス(株)・柏崎刈羽発電所)

すいません。サイズという点で申し上げますと、内径が5cmくらいのものでございます。長さが1m位のもので。それを20本、間違えていたということでございます。ドレンタンクの上流側、下流側というところに配管を使っております。6号機用に上流側、下流側。7号機用に上流側、下流側ということで20cm程度の長さのものをそれぞれ2本ずつ上流、下流で4本、そこから取り出ししてございます。説明が遅れて申し訳ございません。

◎桑原議長

ありがとうございました。

◎佐藤リスクコミュニケーター(東京電力ホールディングス(株)・柏崎刈羽発電所)

すいません。補足させていただきます。20本というのは、1ロットが20本ということでそのうちの1本が柏崎のほうに納品されているということでございます。

◎桑原議長

使用されたのは1本ということですね。

◎佐藤リスクコミュニケーター(東京電力ホールディングス(株)・柏崎刈羽発電所)

1本から配管を切り出してございます。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。それでは他にご質問、ご意見等。無いようであれば、高橋副会長どうぞ。

◎高橋(武)委員

はい、高橋です。ちょっと違った観点から。こういうこと、どうなのかな、と思う質問をさせてください。

先ほど来のメルトダウンの公表の遅れについては皆さんがおっしゃる通り、今後、ですよね。やはり今後が皆さん、トラブル隠しから始まっての今回の案件も、まあ似たような案件ですので、もう二度とないことをまた期待してますし、またそのようにしてもらいたいと思っています。

私が今、これを見ながらずっとその官邸の圧力があつたかないかっていうところに実は興味をもってまして、たぶんそこは、たぶんずっとあやふやになるんだろうな、っていうふうには推測するんですが、じゃあ今後、今何かがあつた時っていうか、重大事故があつた時に、これから首相官邸っていうんですかね。そのへんがどういう位置づけっていうかな、どういうふうに対応するのかがちょっと興味がありまして、今までよく中越沖地震の時も事故時に、事故当日ですよ、確か。安倍、今の総理大臣がきましたよね。それでまた福島の時も菅首相がまた行ってますよね。それが逆に言うと私の素人目ですけど、やはり、対応に追われる所長さん含めいろんな方がいる。こういうのが果たして東電さんや事業者、規制庁の方々にとっても

本当に正しいことなのかな、というのを疑問を持ってまして、じゃあ今、じゃあいろんなところでもし運転して事故が起きた時に、じゃあこういうことってまた繰り返されるっていうかですね、官邸と規制庁含め、じゃあ事業者含め、どのような、今どういうふうになっているのか、まだこういうことってあるのかな、とかそのへん。誰に聞いたらいいいんですかね、規制庁さんなんですかね、ちょっとそのへん、わかる範囲でお願いしたいと思います。感想でも構いません。

◎桑原議長

お答え、じゃあできる範囲ということで。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

すいません。なかなか難しいご質問なのですが。

まず、我々、そういう事態にならないように努力しているということを前提に。ただあの、不幸にしてまた同じような事故が起こっちゃった場合はですね、体制としては当然、官邸に総理大臣をヘッドとした、そういう対策本部が置かれて、現地は現地の対策本部が置かれるということで。

はっきり言って例えば、総理大臣が、何か起こった時に乗り込んで来られると迷惑なだけなんです。現地に来て何か判断できるかっていうと総理大臣はできないわけですよ。結局正しい情報がちゃんと現地から官邸の本部にあがって、そこで政治的な判断、まあ技術的な判断もありますけど、そういうのを下していただくというのが本来のあり方であって。落ち着いた後に視察に来られるのはいいと思うんですけど、本当にあの 3.11 の時みたいに、まさにその起きた直後の真ただ中に来られるというのは、はっきり言えば現場の人間にとっては迷惑以外の何ものでもありません。

ですから、おそらくそういう反省っていうのは、政官民全て、関係者はわかっていると思いますので、もし、万が一、同じような事態になったとしても、3.11 の時のようにはならないと私も期待しております。

ちょっと答えにならないかも知れません。そういうことです。

◎桑原議長

どうぞ。

◎田南防災安全 GM（東京電力ホールディングス（株）・本社）

東京電力の本社の田南と申します。少々我々の側で 1 点補足させていただきたいと思います。

本社側でもこういうことが起こりますと、緊急時対策本部を立ち上げます。福島事故の時にはご存じのように、混乱した中で臨機応変の対応として合同対策本部をつくりまして、それから以降は東京電力と国と一体となった対策・対応を取りました。その反省を受けまして今後もしそういうことがあった場合には、始めから当社本社の緊急時対策本部に規制庁から職員の方に来ていただいて、即応センターという名前で合同で対応する体制を取っています。今、おっしゃったように情報を出すことが非常に重要ですので、そこで生の情報を規制庁の職員の方にも入っていただいて、それを適切に官邸なりに上げて官邸側が情報飢餓に陥らないような対策を取るといって、対応と体制を見直して今、度々行う訓練の中でも規制庁の方に

度々来ていただいて連携を取る訓練を重ねているところでございます。

それから、もしそれでも例えばいわゆる外乱のようなことがあって我々がまたそこに慮ってというようなことがないように、報告書なり我々の対策にも入れましたけれども、これから訓練の中で例えば官邸なり、あるいは違うところからいろいろな要求、強い要求であるとか、プレッシャーであるとか外乱が入った時にしっかり対応できるということを訓練の中でもやっていきたいと思いますということで今後、そういったシナリオなり想定した上で、社長、あるいは本部長がしっかり対応できるかということを繰り返していきたいと思っております。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。副会長、いかがですか。

◎高橋（武）委員

はい。期待してますし、また技術的なことは今おっしゃったとおりなんですけど、やはりじゃあ今やっぱり情報で官邸の圧力があつたんじゃないか、っていう話もありますので、今度はやはり皆さんが出す情報もひとつひとつ惑わされないというか、正しい情報を引き続き、引き続きっていうかですね、まあ、そういう時には出していただくことを期待しております。はい、以上です。

◎桑原議長

副会長の要望ということで。それではですね、メルトダウンに関する件につきましてはここで閉じさせていただきまして、5分間、8時15分まで休憩に入りたいと思います。

— 休憩 —

◎桑原議長

それではですね、全員お集まりになりましたんで再開をしたいと思います。

それでは（3）ということで、その他のフリートークということでございますが、前回の定例会で長岡技術科学大学への学生さんとの対話集会をやってまいりましたが、その報告を、ということで予定されておったんですが時間の関係でなくなりましたんで、今回皆さんから発表していただくという、運営委員会で決めていただきましたんで、今回、この度はですね、長岡技術科学大学の学生さんとの対話集会を約3時間くらい実施してまいりました。テーマにつきましては、4つのグループに分かれまして、いろいろとお話をしてきたんですが、内容につきましては第1グループが、「人は放射線によってどのように影響を受けるか」ということ、それから第2グループは「原子力発電プラントはどのようにして事故を起こすのか」、それから第3グループは「地域住民、UPZの避難行動におけるリスク」、それから第4グループはですね、「自然災害、雪害と原子力災害の複合災害時の避難におけるリスク」というような内容で学生さんとの対話をやってまいりました。

それではですね、これあの、グループ別ということじゃなくて、あいうえお順で、順番に2分から3分程度ということでご報告、そして感想を委員の皆さんから述べ

ていただきたいと思います。それでは最初にですね、池野委員さんお願いをいたします。

◎池野委員

池野です。今回初めて長岡技大の話し合いに参加させていただいたんですけど、参加したのは石坂委員がぜひ参加するといいいよ、という推薦というかお勧めがあったものですから、じゃあせっかく、まあ地域の会の会員になっている間にそういうところにも参加してみようと思って参加させていただきました。

長岡技大に行ったのも初めてだったんですけども、そこに原子力安全システム科とかそういう科があるっていうのもまったく知らなかったもので、そういう科があってこういう大学でこういう学生たちがこういう勉強をしているというのも初めてだったのですごく良い経験をさせていただいたなあというふうに思います。

その学生さんたちが地域の会との話し合いの前に、技術者の方からの話を聞いて、その授業の流れで 2 回目に地域の会から一般の人はどういうふうに思うかというようなテーマで話を聞きたいということだったのですが、たぶん私みたいに本当に逆に技術の事とかまったくわからない一般の素人の意見を、ああいうふうに将来技術者を目指す子たちが聞く、というのはなかなかないのかなと思うのでとても貴重だなと思いましたし、学生の皆さんにも将来そういう技術を目指す時にもいろんな人の意見を聞ける大人になってほしいな、というような話をさせていただきました。とても貴重な時間でした。ありがとうございました。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは、石坂委員さんお願いします。

◎石坂委員

はい、石坂です。今、池野委員がお話をされたわけでありましてけれども、池野委員と私が偶然にもというか、同じグループのテーマで参加をいたしました。我々のテーマは「原子力発電プラントはどのようにして事故を起こすのか」ということでありまして、どういう話があったかということ、学生さん 2 名がですね、私と池野委員にその、原子力発電所の構造を一般市民はどの程度理解しているか。それから、設計基準事故とシビアアクシデントの言葉の違いは何か、というようなことを知っているか、ということ。そういうふうな話がありました。

池野委員と私、自分で言うの大変ちょっとあれですけども、地域の会の委員のキャリア含めてですね、たぶん相当、あとスタンスですね。原発に対してのスタンス、それ含めて好対照な二人だったと思います。それがいろんなところで、今のテーマでいろいろ聞かれた中で、本当に違うタイプの市民としてのお答えができたかなというふうには思っていました。

最後に、学生さんがどういうふうな感想を持ったかというものもですね、見せていただいた部分もあるんですが、地域の会でどんなことをやっているかというような話も我々のほうで説明をしましたので、地域の会で毎回そのオブザーバーさんといえますか、東京電力が本当に細かい事象とか、不適合事項とかそういうふうな部分まで、毎回必ず細かく報告をしているということには、非常に感銘を受けていたというかですね、そういうふうな姿勢は大事なんだなということを学生さんもおっ

しゃっていられました。地域の会で一般の市民というか、そういう関係者にも地域の会の定例会のように誠実に発信してほしいというふうな感想をもたれたということでもあります。

あとは、やはりあの地域の会の特色であります、推進反対双方の意見やそれから子供を持つ親の立場からの意見を聞くことは非常に貴重な機会であったというような感想があった、いただいていた。

本当にあの我々もああいう事故があってもですね、原子力技術をこれから学びたいという、若者と話をするというのは非常に有意義な機会だというふうに思っております。まあ、またこれから先も機会があれば参加したいということでもあります。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして須田年美さんお願いします。

◎須田（年）委員

須田でございます。私も初めて参加させていただきました。私らのグループの中に柏崎出身の方が1名いられたこと。そしてまたベトナムから勉強に来られた方がいられました。ベトナムの方も非常に日本語も堪能でしたのでよくお話ができたように思いました。私がいたのは「地域住民の避難行動におけるリスク」という班でしたけれども、やはり日頃その防災計画だとかマニュアルだとかいろんなものが配布されて行政側とすればまあ十分にはいかないけれども、ある程度のものの情報発信はしているのではないかと思うんですが、じゃあ住民側はどうだかっていうとその割合に差し迫っていないから見ない、というような状況が続いている中で、日頃から避難に対するイメージを持ってくださいというような意向があるんですが、なかなかイメージといってもなかなかそれはちょっと。そしてまた行く道もよくわからないというようなこともあったりして、大変だなあと思うこと、日頃考えているんですが、私が言った中でやはり若い皆さん方が、このリスクコミュニケーションについて、勉強しようという思いでいらっしゃるということは心強いかな、というふうに考えました。そして避難計画の周知については十分まあ、されているはずなんですけども、なかなかそれが熟知していないという現状があるなあということが、改めて痛感いたしました。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは続きまして高桑委員さんお願いします。

◎高桑委員

私は、「人は放射線によってどのような影響を受けるのか」というテーマの話合いのグループに入りました。そこでは大きく2つの観点で話し合いがなされたように思います。1つは安全のレベルの問題、もう一つは被ばくの基準をどう思うのか、とそんなことを話題にしました。

最初の安全のレベルの話の時に学生、まあ2人学生がいたんですが、一人の学生が100mSvまでは安全と聞いて安心したと、たばこの害のほうが怖いんだというような話をして、私はちょっと一瞬びっくりするくらいで、安全というのはそう簡単なものではないんだというようなことを簡単に言えるものではないんじゃないかというようなことを話の中に入れてみました。

それから被ばくの基準をどう思うか、ということをお問われたんですが、これは学生のほうから具体的にこういう基準を、という例を挙げてどう思うかと言われたわけではないので、どういうことかな、と思いながら、私はその時に福島事故の際に、被ばくの基準がどんどん緩くなっていったと、どんどん緩められていったというようなことを話してみました。基準を必ずしもそこに住んでいる者の安全を考えてつくられることばかりではないんだと、基準が安全につながるとはならないような事実が福島の時にはあったし、今もそういうことはあるんじゃないかなあということをお話をしてみました。

全体こう話しながら思ったことは、放射線の影響というのはリスクを与える側、この対話の中で言えば学生、まあ技術者の側とそれからリスクを受ける側、住民の側というものから見ると非常に受け取り方の大きな違いが出てくる部分っていうかね、出てくる分野なので面倒だと思いますが、リスクコミュニケーションというかたちで住民と、地域住民と対話をしたいということであれば、もう少なくとも大きな2つの見方から見たリスクに対する放射線から受ける影響に関する考え方を、どっち側の考え方もきちんと情報をつかんで捉えて、その上で自分としてはこういうふう考えているんだというような、そういう、簡単に言えば勉強ですね、しっかり勉強した上で自分の考え方をもちょうこの対話に臨んでいるようなことになれば、もっと実のあるいろんな話ができ、とても実のある時間になったのではないかなあ、と。話をしている間中も思いましたし、帰ってきてからもそんなふうに思っていました。そこがちょっと残念だったかなという感想です。以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして高橋新一さんお願いいたします。

◎高橋（新）委員

私は、テーマ4の「原子力災害と自然災害の複合災害時の避難におけるリスク」というテーマで2人の学生。2人とも県外の方でしたが、なかなか一生懸命で感心したというか、私の息子よりずっと若い男性でしたけども関心を持っていてくれてありがたいなあというふうに思いました。

これ避難という問題についてはたぶんほとんど、当たり前ですがこの2人の学生、わかっていない、それは勉強不足とかでなくて、当然のことながらわからないというのが当然なんですけど、我々の話に対して非常に聞き入ってくれるというか、本当によく聞いてまたいろいろと質問をしてくれたというふうに思っています。その中で今、柏崎刈羽原発は運転していないから事故はないんだ、放射能漏れはないんだ、みたいな、に思っていたけれども、うごいていなくても事故は起こるんだというのは初めてわかりました、みたいな。私らに言わせるとすごく新鮮な感想を学生さんから聞いたりしました。

この避難の問題は今、規制庁が審査をやっているわけなんですけど、合格証が出たその後、再稼働というふうな流れになるのかな、とは思いますが、この避難の問題が非常にいろいろな問題があります。柏崎は避難計画 version2 をつくりましたけれども、これはもう本当に実効性がない、これはつくった皆さんも当然実効性がな

いというのはもう認めています。これからいろいろ改良を加えていくんだと思いますが、余程の、余程というよりもまず実効性のあるものは不可能かなあというふうに思うんですが、ああいう学生さんたちからもいろいろ勉強してもらってまた我々に。それこそ第三者という立場でいろいろ勉強したものを聞かせてくれるとありがたいなあと思いました。技術的なものとか科学的なものとはまた違う面で、これから大変な問題になってくる課題だというふうに思います。

それから、テーマ4じゃないんですが、テーマ1の中の感想文として、「地域の会と聞くと、原発反対、廃炉のイメージ（先入観）があったが実際はそうではなく…」と書いてありますけれども、我々はそういうイメージだったのかな。私はそういうイメージに取られたかもしれんけども、会全体がそう思われていたのかなというの、なるほどな、というふうに思いました。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして高橋優一さんお願いします。

◎高橋（優）委員

高橋ですが。私は須田年美さんと一緒のグループで「UPZからの避難のリスク」ということだったんですが、学生の方たちは本当に真剣に避難できる方法を模索しているというのでは、いい意味では真剣に考えているなあというふうに思いましたけれども、私その前に原発事故の実態とはどういうものかということから入るべきかなあと思って。母の日のことを言ったんです。

実は私の、まあ私は今、親は母しかいない、87歳の母しかいないんですが、母の日にお母さんが、自分がしてもらうことで一番嬉しいことは何なのか、ということが新潟日報に載ってたんですが、それはどこかのレストランでご飯を食べることでもないし、何かを贈ってもらうことでもない。ただ側にいてくれるだけいい、と。昔そんな歌もあったようですけど。側に居て支えてくれるだけでいいというのが母の日にしてもらうことの一番の事だということが特集されてましたけども、この原発事故というのは、そういう絆を断ち切ってしまうと、避難というのはそういう危険をもっているということを問題提起しました。

例えば福島県で言えば19人に1人が今、避難を余儀なくされて放射能の危険からその身を避難しているわけですし、多い時には全国で28万人から30万人近い人たちが避難したわけですが、この福島原発事故を知ってしまった、経験してしまった現在の立場で考えるべきじゃないかということも一応提起しまして、いろいろ出てきました。私が基にしたのは柏崎市がつくった原発事故編の広域避難計画というもののなかでかいつまんで話させてもらったんですが、

基本は、私共は屋内退避で避難するという方法もほぼ決まっているけれども、さっきも須田さん言われましたけども、各家庭に配られているものがどれくらい見られているのか、という疑問が学生さんの中にはありました。実際そうだと思いますし、そこでもう一つ私が水を向けたのは、それではこの皆さんの中で福島原発事故の実態と見てきた人はいますか、と言ったら一人の女性の人だったんですけど学生さんが一人だけ行ってきたと。ぜひ、1回と言わず2回でも3回でも行って事故の実態を見聞きしてきてほしいということを、私言ってきました。やっぱり具体的には

避難する過程で柏崎の訓練でも短時間にその大渋滞になってしまった事とか、水だとか、それからそういうことの具体的な日常生活のことが話題になりました。屋内退避といっても真夏の、今日の30度、35度を超えるような日にちの屋内退避というのは現実的に私たちに強いられることになってしまうということになるわけですが、そういうことが可能なのか、と。

逆にじゃあ、情報発信ということでさっきメルトダウンの話が出てましたけども、発生した、その今のオンサイトの状態がどうなってるか、私たちにわかるのか、ということも懸念の共通の話題になったと思います。

それからもうひとつは、避難していく方向に放射能が襲ってきた時にはどうするんだと、そういうことがわかるような手立てはないのか、ということも興味を示してくれたように感じました。

まあ、真剣に考えていたことについては非常に感心しましたけれども、改めて柏崎市の中にもありましたけども、原発事故を具体的に日頃イメージしてトレーニングしておけということなんで、まあそれはそれで大事な事なんだろうけど、やっぱり避難計画というのが最後に私言ったのは、再稼働を前提とした避難計画というのが本当にあっているのか、ということは一応問題提起したつもりでしたけども、学生さんの皆さんは、真剣に原発事故から避難するということを考えてくれていると思います。そういうことを期待しながらまた、機会があれば行ってみたいなと思います。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは千原さんお願いします。

◎千原委員

千原です。私は高橋新一さんと一緒の組でございました。第4組。高橋さんが当初ですね、「ああ、一番組みたくないのと組んだなあ」と、そんなことをおっしゃるんですけども。これは、事、災害とか、避難とかの問題は、主義主張は違っても同じ立場で良い方向に向かって議論はしていきたいというふうに思っておりますので、そう嫌わないでください。よろしく願いいたします。

それから2番目はですね、実は私も去年から始めたんですけど、去年は24、5名。確かこちらの2人が一つのテーブルで学生が5名から6名くらいのメンバーがいました。今年は2名に対して我々8人で4組。学生2名に対してマンツーマンで行いました。向こうのほうの都合で、原子力を直接学んでいる人っていうのが都合で来れなくなった。ほとんど素人みたいな人を相手にしたっていうのが感想です。

実際私共のテーマとしてですね、原子力災害と自然災害の複合災害についての避難におけるリスク、というふうな非常に大きなテーマだったんですけども、彼らが3つのですね、若い二人の学生が3つの項目を調べてありました。避難訓練について、ということと、避難時のリスクについて、それから先ほど高橋さんがおっしゃったみたいに、原子力災害の発生条件について、この3つのテーマで話し合われました。最後の原子力災害の発生条件についてというのが先ほど高橋さんが言ったみたいに運転中じゃなくて止まっても冷却水不足によっていろんな災害が起きる可能性があるということ、まあ我々が話をして。

それから避難訓練については我々が、今、国とか県とか各市町村がいろんなマニュアルをつくってるんですね。マニュアルっていうのはこの前、熊本の川内もそうでしたけど、そんな完璧なものっていうのはつくれないんですよ。我々が望むのは、ある小さなコミュニティ単位で数多くの訓練をやって、その予算はやはり行政から各コミュニティに配布してもらってですね、要するに何度も避難訓練を自分たちでやる。非常に少ない集団、小さな集団で避難訓練をやらないと意味がないんだということをお話は話してきました。その一つとしてはですね、その一番小さな集団としては家族になるわけですよ、その家族の時に、「いや学校の子供はどうだ、幼稚園はどうだ」とかって言って、行政はどうすんだ、なんて言わないで、ちゃんと一人一人が逃げる場所をあらかじめ決めておいて、子供とかそういうものは他人に委ねるっていうか、学校の先生とかですね、そういうのに委ねて、自分はどこにどういうふうにして家族と落ち合うかと決めて、あらかじめ連絡取っというて、そこで集合するというふうな。最小集団できちっとやったほうが、より現実的だ、避難のことについてはそういうふうなことを話してきました。

それからですね、もう一つ言っておかなきゃいけないのは、その避難時のリスクっていうんですけど、避難時のリスクっていうのはですね、自然災害と原子力災害、それから原子力災害だけの場合、それから自然災害だけの場合。今言ったその複合災害になると全然違うんですね。まず避難する時間帯とかですね、そういうものが全然違って来る。例えば自然災害、津波が来た、っていったらすぐ逃げなきゃいけないわけです。すぐ目の前に来るわけです。危険があるわけです。ところが原子力災害っていう場合は、ある一定の時間、例えばベントを出してから避難するとか、そういう時間的な経緯で同じ複合災害といってもですね、原子力災害までたどり着くには、ある一定の時間があるわけですから、そういうものについては、やはり秩序をきちっと保ちながら避難していかなきゃいけないというふうな話をしてきました。まあ、パニックにならないというのが一番の問題ですね。

あとは連絡。要するに拡声器を使用するんですけど、個人の家の中受信機があるんです。そんなのは地震が来て、こわれたら意味がないんですよ。外に出た時にいろんな伝達ができるようなシステムをつくらなきゃいけないということも話してきました。

最後に高速道路のですね、スマートインター、これはぜひつくったほうがいいんじゃないかということも。5km圏内の避難では刈羽村の向こうのほうの曾地のあたりにですね、スマートインターをつくったほうがいいと、いうふうに感想を述べてきました。以上。

◎桑原議長

ありがとうございました。えーそれではですね。私もその当時、当日ちょっと行って来ましたんで。私はですね、ちょっと報告させていただきませんが、高桑さんと一緒にグループでございまして、「人が放射線によってどのような影響を受けるか」というような内容で、学生さんと対話させていただきましたが。

高桑さんが、まあ先ほどちょっとご報告いただきましたが、まあ内容的にはいろんなお話が出たんですが、私に対応した学生さんはですね、大学院生の1年生なん

ですが、環境社会基盤工学専攻ということで原子力には直接は関係ないんだけど土木のほうだと、しいていえばコンクリートの防潮堤とか橋とかそういうものが専門で卒業したらそういう方向に進みたいというような方でした。

それでまあ、最後に学生さんがですね、検討課題ということでまとめてご報告いただいたのがですね、市民の対応ということで、どこで勉強して知識を得るのか、というようなことと、それから最低限の知識とはどういうことなんだろうか、という、そういうものが今後課題になるんじゃないか、それによって正しい見極め、それでまあ最後は個人の責任だと、いろんな問題も、ということをお学生さんは言っておりましたし、まあそれ、そうならないための究極の対策は、まず安全であること、ということですね。

それから、学生さんから出た中ですね、広島とか長崎とかチェルノヴィリ事故からの事例からいろんなデータを取るんじゃなくて、それ以外からもデータを取るような施設とか研究機関がほしいなというような話も出ました。ただ、最終的には判断するのは、いろんなその、先ほどあの高桑さんが言われた数値の問題とかもそうなんですけど、判断するのは個人じゃないか、というようなことが学生さんのほうからですね、話がされました。まあ、そんなことで、去年も行って来たんですが、非常に学生さんはですね、純粋で勉強熱心です。ですから、ぜひ来年もたぶん要請があると思うんですが、まだあの、行ってない方、もしお時間が取られましたらぜひ参加をして直接学生さんとの対話の中から、また素直なですね、意見を聞いた上でまた地域の会ですね、いろんな発言や、ですね、そういうものを出て、出していただければありがたいな、というふうに思います。以上でございます。

◎桑原議長

それではですね、残り時間もわずかになりましたんで、ひとつだけ委員の皆様にはちょっとご報告とお願いがございます。

前回もですね、お話をさせていただいたんですが、視点がですね、戸別配布じゃなくてチラシというかたちで、今、現在実施されているんですが、それについてはいろいろその、問題点も際立ってきたということで、市のほうには、秋口を目途に要望したいというふうな運営委員会の中で話が出ております。詳しいことはこの席で申し上げませんが、皆さんのところにはですね、文書でですね、依頼のお願いを送る予定となっております、それをまたあの運営委員会で取り上げて、そして具体的に進めていきたいというふうに考えておりますので、ぜひご協力をお願いをしたいと思います。

それでは、会のほうはこれで閉じさせていただきますが、事務局のほうで連絡事項等ございましたら。

◎事務局

はい、ありがとうございます。事務局からは1点、お願いがございます。

今、委員さんに限定配布させていただいてます、今後取り扱ってほしいテーマなどアンケートを実施したいと思っております。お忙しい中、申し訳ございませんが8月16日を締切として事務局までご提出のほうをお願いしたいと思います。

それでは次回はですね、定例会9月7日水曜日、午後6時半から、本日も同じく

当センターでの開催となります。

以上を持ちまして、地域の会第 158 回定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。